

経営円滑化貸付－危機対応貸付のご案内

大規模な経済危機、災害等により売上高等が減少し、経営の安定に支障が生じている中小企業者を支援します。

1 融資対象者

県内で1年以上同一事業を営む方で中小企業信用保険法第2条第6項の規定により、市町長の認定を受けた方

【認定要件】

次の2つを満たすこと。

- (1) 金融取引に支障を来しており、金融取引の正常化を図るために資金調達を必要としている。
- (2) 最近1か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれる。

全国統一制度である危機関連保証制度を利用する企業を対象としています

2 融資条件

| | |
|--------|------------------------------------|
| 融資限度額 | 2億8,000万円 |
| 融資利率 | 年0.80% (固定利率) |
| 融資期間 | 10年以内 (うち据置2年以内) |
| 資金用途 | 経営の安定に必要な運転資金及び設備資金 |
| 担保・保証人 | 保証協会又は金融機関の定めるところによる (第三者保証人不要) |
| 信用保証 | 保証をつける |

3 申込先

申込みは、県融資制度の取扱金融機関へ

※ 県内のほとんどの金融機関が県融資制度を取り扱っています。

4 問い合わせ先

兵庫県産業労働部産業振興局地域金融室 ☎078-362-3321

又は最寄りの県民局・県民センター商工労政担当課

5 その他

取扱金融機関又は信用保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります。また、主な内容を記載しているため、これら以外の要件等がある場合もあります。